

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月21日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u></p> <p>(4)～(22) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>骨髄移植の骨髄提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u></p> <p>(4)～(22) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。